入 札 説 明 書

令和3年3月25日千葉市公告第204号により公告した千葉市環境基本計画策定業務委託の入札 等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

- 1 制限付一般競争入札に付する事項
 - (1)委託業務名

千葉市環境基本計画策定業務委託

(2)業務概要

別添仕様書のとおり

(3)委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月25日まで

(4) 履行場所

千葉市環境局環境保全部環境総務課及び千葉市が指定又は承認する場所

2 競争入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならず、かつ本件を確実に履行することができる者であること。

- (1) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者
- (2) 令和2・3年度千葉市委託入札参加資格者名簿(業種:調査・計画)の環境計画に登録されて いる者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。ただし、キ・クについて、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第3条又は地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条による猶予制度の適用を受けている場合はこの限りでない。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札目前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)又は千葉市建 設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を 入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税(延滞金を含む)を完納 していない者

- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- ケ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者
- (4)以下の実績を有することを証明した者

過去2年の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする 契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行を完了した実績を有する者。かつ、 平成28年4月1日から入札参加資格確認申請書の提出日までに、都道府県及び政令指定都市 における環境基本計画の策定に係る業務委託の契約を締結し、誠実に履行を完了した実績を有 する者。

(5)別紙「千葉市環境基本計画策定業務委託における業務責任者等配置予定申告書」(様式第3号)の提出ができる者。

なお、業務責任者については、技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士(環境部門: 環境保全計画)の資格を有する者又は地方公共団体における環境基本計画の策定に係る業務経 験を有する者とする。

3 入札参加資格確認申請書の提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1)提出期間 公告の日の翌日から令和3年4月1日(木)まで (日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)
- (2) 提出場所 千葉市環境局環境保全部環境総務課
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - イ 誓約書(様式第2号)
 - ウ 実績調書 (様式第3号) (所定件数以上ある場合は、それ以上の記載は不要とする) ※契約書の写し、業務完了報告書の写し等、履行実績または契約の内容を確認できる書類を 添付すること。
 - エ 千葉市環境基本計画策定業務委託における業務責任者等配置予定申告書(様式第4号) ※配置予定者の資格を証明できる書類等、記載内容を確認できる書類がある場合は添付すること。
- (5) 確認通知 令和3年4月5日(月)までに、申請者に入札参加資格確認結果通知書を発送する。
- 4 入札に関する質問の受付
 - (1)入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。 ※提出期限を過ぎた質問には回答しない。
 - ア 提出期間 公告の日の翌日から令和3年4月1日(木)午後5時00分まで
 - イ 提出方法 電子メール
 - ウ 提出 先 千葉市環境局環境保全部環境総務課

(somu. ENP@city. chiba. lg. jp)

エ 様式 質問書様式 (様式第5号) を用いること。

(2) 質問への回答

入札参加資格者からの全ての質問書による質問、及びその回答は、令和3年4月6日(火)まで に全ての入札参加資格者へ電子メールにて行う。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和3年4月8日(木) 午前10時00分

場 所 千葉市役所本庁舎 4 階環境保全部会議室

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるので必ず持参すること。

(2) 入札方法

入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書して、後記9の契約事務担当課宛とし、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3)入札書に記載する金額

入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、 入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未 満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4)入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、以下の書類を提出すること。書類の提出がない場合、又は、 内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

ア 委任状 (代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ)

イ 積算内訳書(最低の価格をもって有効な入札を行った者のみ)

(5) 入札保証金

免除(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)

(6) 最低制限価格 有

(7) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格かつ最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8)無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び 開札に関する権限の委任を受けなければならない。(入札前に委任状を提出すること。)

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要(ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(2) 契約書作成の要否

要

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市環境局環境保全部環境総務課総務班

電話 043-245-5234

電子メール somu. ENP@city. chiba. lg. jp